

## 令和5(2023)年度運営指導の結果について

## 【認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

## ○人員に関する事項について

1	勤務実績表と出勤簿に一部相違があったため、適切に管理すること。
2	連続して夜勤をしている職員がいた。労働基準法上必要な法定休日は設けられていたが、夜勤明けの日は法定休日とはならないため、注意すること。

## ○運営・報酬に関する事項について

1	運営規程第1条の事業の目的において、認知症対応型共同生活介護と一体的に実施している介護予防認知症対応型共同生活介護の記載がもれていたため、加えること。
2	運営規程第2条の運営の方針において、認知症対応型共同生活介護について介護保険法の条文を用いて説明されていたが、条項番号に誤りがあったため、修正すること。
3	重要事項説明書中、苦情受付に関する市の担当課の記載に誤りがあったため、適切に修正すること。
4	重要事項説明書において、苦情先として記載のあった市の電話番号に誤りがあったため、修正すること。
5	重要事項説明書において、一部のサービス利用料、加算の種類及び単価に誤りがあったため、修正すること。
6	重要事項説明書において、一部のサービス利用料等について、利用者負担割合に応じて料金が異なる旨の記載がなかったため、分かるように修正すること。
7	重要事項説明書及びパンフレットにおいて、利用者の負担割合が1割の場合の料金のみ記載されていた。所得に応じて負担割合が1～3割となる旨が分かるよう記載すること。
8	重要事項説明書において、振込先口座の名義が以前の施設長の名義となっていた。早急に口座名義を現施設長の名義に変更し、重要事項説明書の表記も修正すること。
9	利用契約書について、記録の保存年限が2年間になっていた。那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則第56条の18に基づき、5年間に修正すること。
10	利用契約書について、一部誤字が見受けられたため、適切に修正すること。
11	利用者のモニタリングシートにおいて、一部年月日の記載がもれているものがあった。支援経過記録にモニタリングを実施した日付の記載があったものの、文書完結のため、適切に日付を記載すること。
12	利用案内パンフレットについて、一定以上の所得がある方の負担割合が2割となっていた。正しくは、2～3割となるため、修正すること。
13	感染症マニュアルについて、所轄保健所の名称等が、施設の場所に即さない形になっていたため、適切に修正すること。
14	労働条件通知書について、既に退任した理事長の名前で書類が作成されていた。現在の状況に合わせた形で作成すること。
15	施設に配属となっている介護支援専門員について、雇用や休業の扱いが不明瞭であり、就業規則に即したものであるか確認できなかった。職員の雇用状況を明瞭にし、適正に管理すること。
16	今後、不足すると見込まれる人員について、計画的かつ適切な人員配置を行うこと。また、適切な人員配置が困難な場合には、他施設の利用に繋げる等、利用者の処遇を適切に行うこと。

17	生活機能向上連携加算Ⅱの算定に当たっては、3か月毎の理学療法士等のアセスメントに基づき認知症対応型共同生活介護計画を見直す必要があるが、一部の計画期間に誤りがあった。理学療法士による3か月毎のアセスメントが実施されていることは確認できたため、3か月毎の見直しが計画に反映されていることが分かるよう計画期間を修正すること。
18	指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならないとされているが、代表者が変更されているにも関わらず、変更の届出をしていなかった。関係法令の遵守に努めるとともに、早急に法人登記簿等の必要書類を添付し、変更の届出をすること。

## ○ケアプランに関する事項について

1	「短期目標」と「長期目標」が同一であった。ニーズを達成するための長期目標と、長期目標を達成するための短期目標を明確化し、計画的支援に結び付けられるよう今後目標内容を検討すること。
2	「長期目標」と「短期目標」が同じ期間になっているものがあった。目標は必ずしも同じ期間ではないものではないが、「長期目標」を達成するための各段階を「短期目標」とするため、目標達成に必要な期間を適切に設定するよう検討すること。
3	認知症対応型共同生活介護計画において、短期目標の期間と援助内容の実施期間が一部異なっていた。短期目標が期間中に達成できるものとするため、短期目標の期間と援助内容の実施期間が同一となるように修正すること。
4	第3表の週間サービス計画表において、主な日常生活上の活動が、一部未記載となっていた。対応するサービスとの関係が分かるよう、記載に努めること。

## ○他事業所の規範となる事項について

1	運営指導に際し、各種書類の準備を求めたが、分かりやすく分類され、また丁寧な説明もあり、円滑に進めることができた。
2	施設内が整頓されており、入居者が過ごしやすい環境となっていた。
3	書類が整理され、分かりやすく管理されていた。
4	令和5年度末に経過措置が終了する令和3年度における介護報酬改定事項について、計画的に取り組んでいた。
5	自立した日常生活を営むことができるよう、利用者が職員と協力して日常生活上の家事等に取り組んでいた。
6	入居者の外出等にも柔軟に対応する等、見守りを徹底した上で、利用者の意向を尊重したサービス提供が行われていた。
7	職員の研修体制について、運営基準上必要な研修に加えて、その他のテーマについても幅広く検討されており、外部研修等も柔軟に受講できるよう工夫されていた。
8	文書の作成及び管理に当たって、様々なシステム等を活用されており、電子化が進んでいた。
9	貴法人が運営する他事業所で指摘した事項が全て改善されており、適切に運営されていた